

岸和田市墓苑指定管理者募集 質疑回答（2025/7/30回答分）

項番	項目	詳細	質問	回答
1	仕様書	4-(5)-②樹木剪定、除草、枯木・枯枝等の撤去等に関すること	「・低木…年1回以上(5月)管理上必要があれば適宜実施」とありますが、低木の樹種、図面、面積をご教示下さい。	低木の樹種、本数等詳細についてはお示しいたしかねます。 指定管理範囲内全ての樹種、樹木について管理対象となります。 管理区域は「添付資料(9)-3_岸和田市墓苑図（第1、第2、合葬墓）」を参照ください。 なお、墓所区画内は使用者の管理区域となるため対象外となります。 ※低木は、高さ1.5m未満の木を目安とします。
2	仕様書	4-(5)-②樹木剪定、除草、枯木・枯枝等の撤去等に関すること	「・中高木…年1回以上・原則冬季剪定」とありますが、中高木の樹種、本数、図面、幹周等をご教示下さい。	中高木の樹種、本数等詳細についてはお示しいたしかねます。 指定管理範囲内全ての樹種、樹木について管理対象となります。 管理区域は「添付資料(9)-3_岸和田市墓苑図（第1、第2、合葬墓）」を参照ください。 なお、伐採が必要な樹木及び、剪定が必要ない樹木においては都度、市と協議の上対応してください。 ※中高木は、高さ1.5m以上の木を目安とします。
3	仕様書	4-(5)-②樹木剪定、除草、枯木・枯枝等の撤去等に関すること	「・除草…年3回以上(5月・7月・9月)」とありますが、除草範囲は添付資料(9)-5-1/(9)-5-2_草刈業務実施区域図以外の区域の認識で良いのでしょうか。	除草、草刈については「添付資料(9)-3_岸和田市墓苑図（第1、第2、合葬墓）」にて示す指定管理区域内全てで実施が必要となります。
4	仕様書	4-(5)-②樹木剪定、除草、枯木・枯枝等の撤去等に関すること	「・除草…年3回以上(5月・7月・9月)」とありますが、図面、面積をご教示下さい。	「添付資料(9)-5-1/(9)-5-2_草刈業務実施区域図」で示す範囲については草刈りの実施、それ以外の範囲については草刈もしくは除草いただくことを想定しています。 なお、草刈りの範囲については未使用墓地区画についても対象とします。
5	仕様書	4-(5)-②樹木剪定、除草、枯木・枯枝等の撤去等に関すること	「枯木・枯枝等の撤去」とありますが、処分方法はどのようにするのでしょうか。 処分費用は指定管理者が負担でしょうか。また、負担でしたら、月ごとの処分費用をご教示下さい。	剪定した木々についてはクリーンセンターに搬入いただくことを想定しています。 搬入に関する制限についてはクリーンセンターの定める基準の通りとなります。 クリーンセンターに搬入する際の処分費用は本市負担（減免等）とします。 クリーンセンターに搬入が不可となる太枝や幹等については都度、市と協議の上対応をしてください。
6	仕様書	4-(5)-③苑内の清掃等に関すること	「・ごみ回収…週2回以上」とありますが、処分費用は指定管理者が負担でしょうか。 また、負担でしたら、月ごとの処分費用をご教示下さい。	指定管理者の負担となります。 年間3,432千円程度を想定しています。（月換算 286千円／月）